

【タイトル】 8月一泊研修会

【部会名】 源泉部会

【日時】 平成21年8月28日(金) PM3:00~4:30

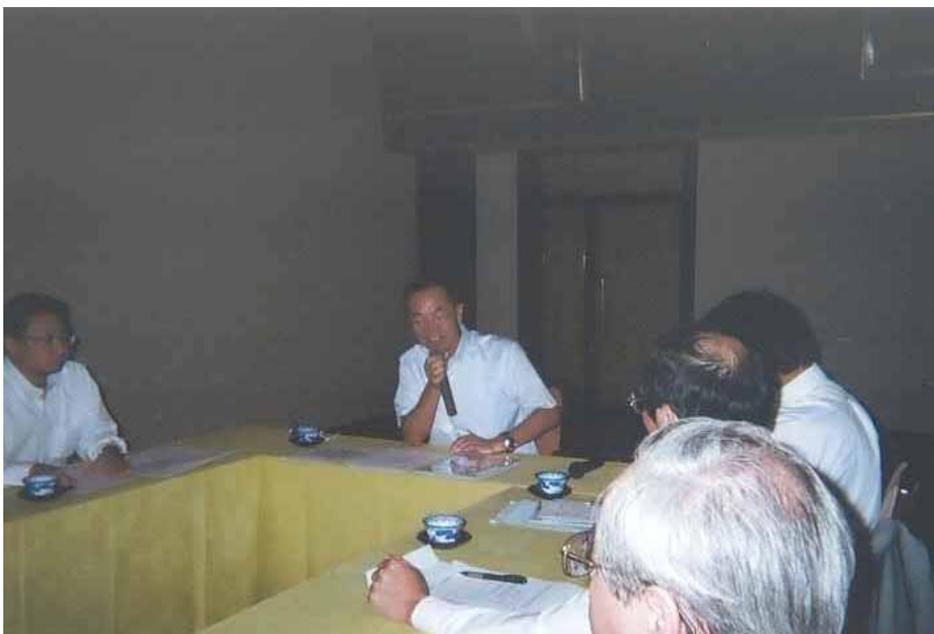
【場所】 上諏訪 浜の湯旅館

【講師】 矢部輝氏(東京税理士会・江東東支部長)

【演題】 「外注費の取り扱い」

【概要】

- (1) 請負契約(ある仕事を完成する事を約す)に基づく事業所得が生じた場合は、**外注費**・・・請求書も届く。
- (2) 領収書が無いと**役員賞与**とされる事があり、源泉徴収も行われる。
- (3) 領収書がある場合でも、**交際費**とされる事がある。600万円までは損金になるが、10%は否認。
- (4) 相当の理由が無いのに、金銭を支出した相手先について帳簿書類に記載が無い場合は、**使途不明金**とされる事があり、通常の法人税に加えて40%の制裁課税をされる。
- (5) 雇用契約(労働に従事する事を約す)の基づくものは、**給与所得**。給料を外注費化する事のメリットは、「消費税の節税」がある



会社が支払う
消費税
= 売り上げ時に「預
かった諸費税」
費用支払い時に
「支払った消費税」

故に「支払った消費
税」を増やせば会社
の支払う消費税を
減らせる。

給料には、その支払い金額中に消費税は含まれていない。外注費にはその支払い金額の中に消費税が含まれている。

外注費として処理すると、会社にとって「支払った消費税」増えてその分だけ税金を減らせる。しかし、外注費が給料であるとされると、仮払消費税の否認と源泉徴収のダブルパンチになる。

外注費で処理していても、税務上は必ずしも外注費になるとは限らない例を判りやすく研修された。